

### 無利息型 普通預金 預金商品概要説明書

1. 商品名	・無利息型普通預金（決済用預金）
2. 販売対象	・個人及び法人
3. 期間	・定めなし。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻します。
6. 利息	・利息はつきません。
7. 税金	・利息がつかないので税金はかかりません。
8. 未利用口座 管理手数料	・令和2年6月1日以降新規開設し、最後の預入れまたは払戻しから2年以上利用がない場合、年間1,320円ご負担いただきます。
9. 付加できる 特約事項	・個人の場合は「総合口座」の取扱いができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に1.00%上乘せした利率）利息が付かないのでマル優の対象ではありません。
10. 中途解約時 の取扱い	—
11. 金利情報の 入手方法	・利息は付きません。
12. 苦情処理 措置・紛争 解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはよろず相談室にお申出ください。</p> <p>【窓口：福島県商工信用組合よろず相談室】024-922-7711 受付日 月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く） 受付時間 午前9時から午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.fukushimakenshin.co.jp">https://www.fukushimakenshin.co.jp</a></p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合よろず相談室またはしんくみ相談所にお申出下さい（※1）。また、お客様さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p>

	<p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p><b>【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b></p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度により全額保護されます。</li> <li>・現在ご利用中の普通預金（総合口座）を、無利息型普通預金（総合口座）に変更できます。</li> </ul> <p>この場合は次のとおりとします。</p> <p>① 未払利息の清算</p> <p>未払の普通預金利息がある場合は、変更時に利息を元本に組み入れた残高を無利息型普通預金（総合口座）へ引継ぎます。</p> <p>② 総合口座の貸越金利息</p> <p>貸越金利息がある場合は、取扱い変更時ではなく、毎年2月と8月の当組合所定の日、無利息型普通預金（総合口座）から引落しまたは貸越元金に組入れます。</p>